

議員発案第2号

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年6月26日

提出者	加茂市議会議員	森川	豊
賛成者	同	滝沢	茂秋
	同	山田	義栄
	同	中野	元栄
	同	茂岡	明与司
	同	安武	秀敏

平成26年7月3日

加茂市議会議長 安田 憲喜

## 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く雇用社会です。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くには、労働者保護ルールの堅持が不可欠です。

それにもかかわらず、産業競争力会議や規制改革会議では、成長戦略の名の下に解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及など、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。また、こうした検討が働く者の代表がいないところで一方的に進められていることも大きな問題です。

先の第186通常国会に提出された労働者派遣法の改正案は、業務区分による派遣期間制限を撤廃し、実質的に派遣労働を永続的に受け入れることを可能としたものでした。「派遣は臨時的・一時的働き方」の原則と均等待遇原則が盛り込まれず、2012年改正法で明確にされた労働者保護に逆行する改悪法案であったと言わざるを得ません。

また、産業競争力会議や規制改革会議の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

よって国におかれては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望いたします。

### 記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・エグゼンプションの導入などは、行うべきではないこと。
2. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則り、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。
3. 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年7月3日

加茂市議会議長 安田 憲喜

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済再生担当大臣  
内閣府特命担当大臣（規制改革） 様  
衆議院議長  
参議院議長

議員発案第3号

「手話言語法」制定を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年6月26日

提出者 加茂市議会議員 田 沢 弘 一

賛成者 同 亀 山 重 光

同 同 森 山 一 理

同 同 高 橋 禧 雄

同 同 関 龍 雄

平成26年7月3日

加茂市議会議長 安 田 憲 喜

## 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。「音声がかええない」「音声で話することができない」等、手話を使う聴覚障害者（ろう者）にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約第 2 条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、政府は 2009（平成 21）年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進めているところであり、2011（平成 23）年 8 月に改正された障害者基本法の第 3 条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

さらに、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって国におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 26 年 7 月 3 日

加茂市議会議長 安 田 憲 喜

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

議員発案第4号

集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年7月3日

提出者 加茂市議会議員 亀山重光

賛成者 同 田沢弘一

同 同 高橋禧雄

平成26年7月3日

加茂市議会議長 安田憲喜

## 集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書

憲法前文と憲法第9条が規定している平和的生存権と恒久平和主義は、日本国憲法の基本原理です。これまで政府は、こうした基本原理に基づき、「海外での武力行使をしてはならない」として、集団的自衛権行使の禁止を表明してきました。これは、国会において長年にわたり審議が積み重ねられ、歴代内閣で確立されてきた政府見解です。

しかし、さる5月15日、安倍首相は、自ら設置した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」からの報告書の提出を受け、憲法解釈の変更を検討していく考えを示しました。

集団的自衛権の行使容認は、「海外での武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めを外し、自衛隊が海外の戦闘地域で戦闘行動に参加するものです。一内閣の判断で憲法解釈を変えることは、政府を憲法の制約のもとに置くという立憲主義に反します。

よって、政府におかれては、立憲主義を堅持する立場から、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認しないことをつよく要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年7月3日

加茂市議会議長 安 田 憲 喜

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣様  
外務大臣  
防衛大臣